

# 千葉県建設工事指名業者選定基準

昭和62年5月22日制定  
最終改正令和6年11月5日

(目的)

第1 県が発注する建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札における入札参加資格要件の設定及び指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(入札方式の選定及び等級別発注基準)

第2 工事に係る入札方式の選定は、原則として以下の各号によるものとする。

(1) 設計金額2千万円以上の工事にあつては一般競争入札方式を適用する。

ただし、設計金額1億円未満の災害復旧及び国土強靱化に関する工事にあつては、上記に関わらず、指名競争入札方式を適用するものとする。

(2) 設計金額2千万円未満の工事にあつては指名競争入札方式を適用する。

2 一般競争入札における入札参加資格要件の設定及び指名競争入札に係る指名業者の選定は、次の表の工事の種類及び発注金額（当該工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付された者の中から行うものとする。

等級	工事の種類及び発注金額					
	土木一式工事	建築一式工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他工事
A	7,000万円以上	8,000万円以上	2,500万円以上	1,500万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
B	7,000万円未満 2,000万円以上	8,000万円未満 2,000万円以上	2,500万円未満 1,000万円以上	1,500万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上
C	2,000万円未満 500万円以上	2,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
D	500万円未満	500万円未満				

(発注基準に対する特例)

第3 第5の定めによる指名業者数の選定が困難であるときは、第2の定めにかかわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付された者を指名することができるものとする。ただし、一の工事について、直近上位の等級に格付された者及び直近下位に格付された者を同時に指名することはできないものとする。

2 次に掲げる工事については、前項の規定によるほか、当該工事の基準等級の2等級以上上位の等級に格付された者を指名することができるものとする。この場合において、一の工事の指名業者は、同一等級又は直近等級に格付された者に限るものとする。

(1) 災害その他の理由により緊急を要する工事

(2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事

(3) 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事

(指名の制限)

第4 工事の発注金額が、指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとする。ただし、新たに入札参加した者等で当該工事について施工能力があると認められるものは、この限りでない。

(指名業者数)

第5 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、第3の2に掲げる工事等で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

発注金額	指名業者数
1,000万円未満	9者以上
1,000万円以上	12者以上

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第6 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名および受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 地域貢献

(業務委託契約等に係る指名業者の選定)

第7 建設工事等に係る業務委託契約の指名業者の選定については、第6の定めを準用するものとし、指名業者数については発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、やむを得ない事情により同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りではない。

発注金額	指名業者数
1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上1億円未満	8者以上
1億円以上2億円未満	10者以上
2億円以上	12者以上

附 則

- 1 この基準は、昭和62年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。
- 2 建設工事指名業者選定基準（昭和57年6月1日施行）は、廃止する。
- 3 削除
- 4 発注金額500万円未満の工事を発注する場合においては、第5の定めにかかわらず、当分の間当該工事の指名業者数を5社以上とする。ただし第7において準用するものを除く。

附 則

この基準は、平成3年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成5年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成9年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成11年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成13年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成15年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等に適用する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、令和4年3月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。

附 則

この基準は、令和7年1月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事等及び公告を行う一般競争入札に適用する。